

平成23年6月1日  
新潟市障がい福祉課

## 新潟市成年後見制度利用支援事業実施要綱及び サービス利用計画作成費の対象要件の見直しについて

新潟市では、障がい者自立支援協議会権利擁護部会からの報告を受け、新潟市成年後見制度利用支援事業（以下、利用支援事業）及びサービス利用計画作成費の対象要件について、平成23年4月1日より、以下のとおり所要の見直しを行いました。

### 1. 利用支援事業の対象者について

精神障がい者が、新たに利用支援事業の対象となります。

<利用支援事業の対象者>

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症高齢者</li> <li>・ 知的障がい者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症高齢者</li> <li>・ 知的障がい者</li> <li>・ <u>精神障がい者</u></li> </ul> |

### 2. 申立てにかかる費用の助成について

成年後見等開始の審判請求の申立てにかかる費用（収入印紙・切手購入代、登記費用、鑑定料）が新たに助成の対象となります。

<助成の内容>

| 改正前             | 改正後   |
|-----------------|---|
| 成年後見人等に支払う報酬の助成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見人等に支払う報酬の助成</li> <li>・ <u>成年後見等開始の審判に要する費用の助成</u></li> </ul> |

### 3. 利用支援事業の対象となる申立て方法について

国の通知（平成20年3月28日付 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課事務連絡）に沿って、市長申立てに限らず、本人・代理人申立ての場合も助成の対象となります。

<助成の対象となる申立て方法>

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| 市長申立て<br>※ただし、障がい者本人が生保受給者又は生保受給者に準じる者であること。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長申立て</li> <li>・ <u>本人申立て</u></li> <li>・ <u>代理人による申立て</u></li> </ul> ※ただし、障がい者本人又は申立代理人が生保受給者又は生保受給者に準じる者であること。 |

### 4. サービス利用計画作成費の対象要件について

成年被後見人等（被保佐人、被補助人含む）が障害福祉サービスを利用する場合、指定相談支援事業者によるサービス利用計画作成費の支給決定対象とします。

ただし、重度障害者等包括支援、施設入所支援、旧法施設支援（入所）利用者は、サービス利用計画作成費を併給できないことから、引き続き対象外となります。